

令和元年 第6回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和元年6月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 令和元年6月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 18名
1番委員 榎 渕 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 田 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 16番委員 田 村 隆 司
17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江 19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 1名
15番委員 原 澤 章
- 5 議事録署名委員
4番委員 高 橋 公 利 6番委員 石 坂 哲 次
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之

- 7 会議に附した事件
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第27号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

- (1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に4番高橋委員・6番石坂委員を指名し議事に入る。
 続きますして、議事に移ります。
 議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1 ページをお開きください。
議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件、1件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・番号1、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
これ、については地元委員の榎淵委員より現地の確認について説明をお願いを
いたします。

1番委員 1番の榎淵武重です。
今事務局が話されたように、〇という沢の改修工事のために、道路をこう潜
って、ですから迂回路をつくったりしなくてはならないという、かなり大規模
な工事となるのではないかなと思っておりますが、公共事業なのでその辺はお
計いできればと思っておる次第で、現場は実際に見てきたんですが、農作物が
つくっておられる場所は余りというか、ないので、両方廻りにはないので、そ
れに対する影響はないかと思っております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
今、榎淵委員の報告によって、これについては公共事業に伴う仮設に伴う一
時転用に伴う賃貸借でございますが、皆様方の意見・質問等ありましたら願
いいたします。
特になければ許可することにご異議ございませんか。
（「はい」の声）
では、さよう決定をいたします。
続きまして、議案第26号農用地利用集積計画に対する意見決定について、
事務局お願いいたします。

事務局 3ページをお開きください。
議案第26号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画書の提出があったので承認を求める。
別紙記入事件6件です。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
田は、賃貸借の通年、5,229㎡、使用貸借の通年、2,127㎡、利用
権存続期間は5年7,356㎡です。畑は賃貸借の通年、911㎡、使用貸借
の通年、7,293㎡、利用権存続期間は5年5,888㎡、10年2,31
6㎡、田と畑の合計は1万5,560㎡です。
貸し手は6戸、借り手は6戸でございます。
5ページに利用権設定状況がございますので、ご覧いただくようお願いいた

します。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、明細につきましてはこの1番から6番まで、〇の〇〇さん〇〇さんがいますが、中間を含めて6件ですが、特に質問等がございますでしょうか。

なければ、申請のとおり承認をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、申請のとおり承認をすることに決定いたします。

続きまして、議案第27号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第27号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求める。

別紙記入事件1件です。

次のページ、8ページでございますが、大変申しわけございません。ちょっと訂正がございまして、ホチキスどめの資料の下に1枚ものの議案第27号と書いたものがございます。こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

ただいま議案の訂正がございまして、訂正箇所については、県に設定の内容について新規という形であったのを転貸に変更願います。

これについては、地元の皆さんの意見もお伺いしたいと、内海委員よろしく願いいたします。

3番委員

3番、〇地区担当の内海博光です。

農用地利用配分計画案による申請事案の調査結果についてご報告をいたします。

6月7日、現地調査及び譲受人等に確認したところ、以上のとおりでありました。

まず、第一点の、周辺の用地の利用に支障の有無があるかどうかということですが、非常によく管理をされていて、現地調査での確認において、営農を行う上で周辺に支障を発生するおそれはございません。また、全ての農用地を適切に管理し、必要な作業に常時従事する見込みについては、既に相対で利用権を交わし、耕作されているということから、今後も農作業に常時従事する見込みがあり、特にこの地帯は、大体獣に浸食される地帯ですので、周りにもう電柵が全部張られているんです。この周りの農地とのいろいろ関係を鑑みながら、自作地の中にしっかり入れて、草対策をしてやられているということで、非常にいい管理をされているという、そういうことで、借り受け希望者へ

の貸借の適否については適当と思われます。

なお、周りにいろんな、まだ、これから大分荒れているところがあるところも、本人は開墾をしていただけるといふ意向がありますので、今回の転貸といふのは非常に適切であるといふことで報告いたしておきます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま内海委員のほうからご報告ありましたとおりでございますので、本件については申請を承認をしたいと思ひます。よろしゅうござひますか。

(「はい」の声)

そのように決定をさせていただきます。

議事については以上となりますが、次に協議事項等について、お願いいたします。

事務局

9ページをごらんください。

協議事項・報告事項(1)。

農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について、ご報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

その他、事務局、何かありますでしょうか。

そうすれば、協議・報告事項を以上で終わります。

それでは、その他について、事務局何かあればお願ひいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理

閉会を宣す。

[午後1時51分]